

市有地売却（先着順）のご案内

令和 8 年度公有財産売却一般競争入札（令和 8 年 10 月開札）で入札者がなかった物件を下記の要領により先着順で売却します。

1 売却物件

物件番号	区分	所在地	地目	地積 (㎡)	売却価格
1	土地	中区陶器北 1239 番 31	宅地	83.88	470 万円

●物件内容は、登記記録に基づきます。

- (1) 物件の概要及び注意事項等は付表 2 の物件調書を参照してください。物件調書は、調査内容を列挙した資料であり、あらゆる場合を想定しているものではありません。物件調書の記載内容と現状に差異がある場合は、現状を優先します。
- (2) 物件は現状有姿での引渡しとなります。
- (3) 物件の現地説明は行いませんので、買受希望者は申し込む前にご自身で現地、諸規制の状況等を確認してください。
- (4) 物件には、下記の用途制限があります。
 - ア 買受人は、物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）で定める風俗営業及び性風俗特殊営業その他これらに類する業の用途に供すること並びに風俗営業及び性風俗特殊営業その他これらに類する業の用途に供することとなる物件の貸付け及びその他の権利の設定はできません。
 - イ 買受人は、物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体の活動のために利用する等、公序良俗に反する用途に供することはできません。
- (5) 境界標が欠落していても、本市では復元しません。
- (6) 買受人は、売買契約の締結後に、引き渡された物件に関して契約の数量や品質等、内容に適合しないこと（地下埋設物や土壤汚染等の隠れたものも含む。）を理由として、物件の修補請求、代替物の引渡請求、履行の追完請求、代金の減免請求、損害賠償請求及び契約の解除はできないものとします。ただし、買受人が消費者契約法（平成 12 年 5 月 12 日法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者の場合、物件の引渡しから 2 年間は代金の減免請求に限り応じることができるものとします。

2 申込者の資格

申込者は、個人又は法人とします。ただし、次に掲げる(1)から(5)までのいずれかに該当する者は、申し込むことができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 法人税、所得税、消費税又は地方消費税の滞納がある者
- (3) 本市が課税する市税の滞納がある者

※本市が課している市税には、個人市民税（特別徴収を含む。）、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税及び入湯税があります。

なお、個人市民税（特別徴収を含む。）については、個人府民税と森林環境税を含みます。

※申込日以前に納期があるすべての市税を対象とします。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成 24 年規則第 108 号）第 3 条各号に規定する暴力団密接関係者
- (5) 本市入札事務に関して資格停止となっている者

3 申込みの手続

(1) 受付期間・受付場所・お問い合わせ先

受付期間	令和 8 年 11 月 2 日（月）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで （ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日等を除く。）
受付場所	郵便番号 590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市役所 本館 4 階 財産活用課 受付時間 午前 9 時から正午、午後 0 時 45 分から午後 5 時 30 分
お問い合わせ先	電話番号（直通） 072-228-7409 ファックス番号 072-228-7856 メールアドレス zaikatsu@city.sakai.lg.jp

(2) 申込みの方法

- ア 買受希望者は、市有財産買受申込書その他必要書類に所定の事項を記入、押印（実印）し、受付場所に提出書類を直接持参のうえ提出してください。郵送、ファックス及びメールでの受付は行いません。
- イ 本申込みは先着順のため、契約予定者が既に決定している場合がありますので、事前に申込状況等について、(1) お問い合わせ先に必ずご確認ください。
- ウ 2 者以上の連名（共有）による申込みも可能です。

(3) 提出書類

個人 ↓	法人 ↓	●印がついた書類が必要です。(全部で6種類) 個人と法人とで異なりますので、ご注意ください。			
		提出書類			
		No.	書類名	提出部数	注意事項
●	●	①	市有財産買受申込書 【様式 1-1】または 【様式 1-2】	1 部	・日付は、申込み受付期間内での書類提出日を記入してください。
●	●	②	堺市税納付状況確認同意書 【様式 2】	1 部	・市外在住の方も必要です。 ・日付は、①市有財産買受申込書と同じ日を記入してください。
●		③	誓約書（個人用） 【様式 3】	1 部	・日付は、①市有財産買受申込書と同じ日を記入してください。
	●	④	誓約書（法人用） 【様式 4】	1 部	・日付は、①市有財産買受申込書と同じ日を記入してください。 ・別紙は、全役員等の氏名・生年月日・住所の記載が必要です。 ・住所欄には、役員等の住民登録地を記入してください。
●		⑤	住民票の写し	1 部	・書類提出時点で発行後、 <u>3 か月以内</u> の原本に限ります。 ・記載の内容が実際と異なっているときは、変更後のものを提出してください。
	●	⑥	履歴（現在）事項全部証明書	1 部	
●	●	⑦	印鑑（登録）証明書	1 部	
●		⑧	税務署発行の納税証明書 （その 3 の 2）	1 部	・書類提出時点で発行後、 <u>1 か月以内</u> の原本に限ります。
	●	⑨	税務署発行の納税証明書 （その 3 の 3）	1 部	

(4) 留意事項

ア 上記(3)の提出書類が1つでも欠けていた場合は、受付いたしません。

イ 書き誤った場合は、新しい用紙に記入するか、必ず実印により訂正印を押印してください。

ウ 売買契約及び所有権移転登記は、①市有財産買受申込書に記載された名義で行います。任意団体による申込みの場合は、登記が可能な場合に限ります。申込者が法人であって、登記事項証明書に複数の代表者又は支配人が記載されているときは、本申込みに係る権限を有する者を買受申込者欄に記入してください。

エ 2者以上の連名（共有）による申込みも可能です。この場合、①～⑨の書類は申込者（連名者）全員分を提出してください。①の市有物件買受申込書に連名で申込する者の氏名（法

人名)と申込事務を代表で行う申込者を記入してください。連名者全員分の必要書類を提出しない場合、申込は無効となります。なお、各々の持分割合は、売買契約の締結手続の際、届けていただきます。

オ 申込日以前に納期がある本市が課税する市税の納付状況を確認します。申込者は、納付漏れがないか、あらかじめ確認しておいてください。

カ ④誓約書(法人用)の住所欄に記入する役員等の住所は、住民登録地(住民票の住所欄に記載されたところ)であり、勤務先の所在地等ではありません。

キ 納税証明書の交付請求手続については、最寄りの税務署にお問い合わせください。国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp>)から閲覧する場合は、次の順にクリックして手続をしてください。

「納税手続」⇒「納税証明書」⇒「[G-1] 納税証明書の交付請求手続」

ク 納税証明書の交付請求の際は、必ず個人の場合は「その 3 の 2」、法人の場合は「その 3 の 3」を請求してください。(「その 3」は不可。)なお、法人税、所得税、消費税又は地方消費税を分納している場合は、納税証明書は交付されないため、申込者の資格を満たさなくなりますので、ご注意ください。

ケ 提出された書類の返却は行いません。

コ 本申込みは先着順ですが、受付日を基準とし、同一日における受付時間による順位の決定は行いません。

サ 契約予定者に決定後、買受けを辞退した者は、再度申し込むことはできません。

(5) 個人情報の取扱い

提出された書類に記載された個人情報は、申込者の資格審査のための警察当局への照会及び市税納付状況の確認、契約予定者の決定及び契約締結事務に使用し、その他の目的のためには使用しません。

4 契約予定者の決定方法

- (1) 最初の申込みがあった日において、申込者が 1 者のときは、その者の資格審査(申込みがあった日から約 2 週間程度を要します)を行い、資格を満たすと認められた場合は契約予定者に決定し、その旨を文書で通知します。
- (2) 最初の申込みがあった日の申込者が 1 者の場合、翌日以降の申込者から受付の希望があるときは、補欠者として受け付けます。ただし、本市が上記(1)の契約予定者と売買契約の締結を行った時点で補欠者の資格を失うものとし、その旨を電話で連絡します。
- (3) 同一日に複数の申込みがあったときは、当該申込者全員の資格審査を行い、有資格者による抽選(くじ引き)により契約予定者及び補欠者を決定します。(5 抽選(くじ引き)を参照。)
- (4) 契約予定者が買受けを辞退した場合は、第 1 位補欠者を繰上げにより契約予定者に決定し、その旨を文書で通知します。

5 抽選(くじ引き)

- (1) 同一日に複数の申込みがあったときは、当該申込者にその旨を電話で連絡します。
- (2) 抽選の日時及び場所は、当該申込者の資格審査後、有資格者全員に文書で通知します。
- (3) 抽選により契約予定者及び補欠者の順位を決定します。
- (4) 抽選への参加は任意とします。代理人が抽選に参加する場合は、委任状を提出してください。不参加者又は委任状の提出がない者があるときは、その者に代わり当該事務に関係のない本市職員が抽選に参加します。なお、抽選への参加・不参加は契約の締結に一切影響しま

せん。

- (5) 抽選の結果、契約予定者には文書で通知し、補欠者には電話で連絡します。

6 契約必要書類等の交付

- (1) 契約予定者に対し、下記の項目に関する希望を確認させていただきます。

ア 売買代金の納付方法

イ 契約必要書類等の交付方法

- (2) 後日、上記(1)の意向を踏まえた下記の契約必要書類等を交付します。

交付書類	・ 契約予定者決定通知 ・ 土地売買契約書 2 部 ・ 契約保証金払込書
------	--

※ 売買代金の一括全額納付を希望した契約予定者においては、契約保証金の納付が不要なため、契約保証金等に関する条文の修正を行った「公有財産売買契約書」及び「売買代金納入通知書」を交付します。この場合、「契約保証金払込書」は交付されません。

7 契約保証金

- (1) 契約保証金は売買代金全額を一括納付される場合は不要です。
(2) 契約保証金の額は契約金額の 100 分の 10 以上で本市の指定した額とします。
(3) 契約保証金は本市が発行する契約保証金払込書により納付してください。
(4) 契約保証金は売買代金に充当します。
(5) 本市の指定する期日までに売買代金の残額の納付がない場合は、契約保証金は本市に帰属し、返還しません。
(6) 契約保証金には利息を付しません。

8 契約の締結及び売買代金の支払い

- (1) 契約予定者決定の通知を受けた者は、本市が指定する期日までに契約保証金を納付又は売買代金全額を一括納付し、売買契約締結の手続を行ってください。
(2) 契約予定者が上記(1)の期限までに売買契約の手続を行わない場合は、買受けを辞退したものとみなします。
(3) 売買代金の全額を一括納付する場合は、付表 1 の公有財産売買契約書（案）の契約保証金等に関する条文の修正を行った公有財産売買契約書を使用します。

9 売買契約の主な内容

契約予定者（以下「買受人」という。）に対しては、売買契約において次の条件を付することとします。なお、詳細については、付表 1 の公有財産売買契約書（案）、付表 2 の物件調書を参照してください。

- (1) 所有権の移転等

ア 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転し、同時に物件を引き渡すものとします。

イ 物件は現状有姿のまま引き渡すものとします。

- ウ 所有権の移転登記は本市が行います。買受人は登記に際して必要な書類がある場合は、提出してください。
- エ 所有権の移転登記に必要な登録免許税は買受人の負担となります。なお、税額は契約の締結手続きの際にお知らせします。
- オ 買受人が金融機関から物件の購入資金の融資を受けるに当たり、金融機関が抵当権を設定する場合は、事前に支払予定日の連絡をいただければ本市が行う所有権移転登記と同時に抵当権設定（登記）が可能です。
- (2) 契約費用及び公租公課
- ア 公有財産売買契約書に貼付する収入印紙の費用は、買受人の負担となります。
- イ 売買代金完納後の公租公課は、買受人の負担となります。
- ウ その他契約に要する費用は、買受人の負担となります。
- エ 買受人は本物件引渡し以後において、近隣住民その他第三者に配慮し、本物件の維持・管理を適切に行うものとし、これに要する費用は買受人の負担とします。
- (3) 買受人が公有財産売買契約書で定める義務を履行しないとき、又は買受人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号の規定に該当する者と認められるときは、本市は契約を解除することができるものとします。
- (4) 買受人が本実施要領で定める用途制限に違反したとき、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号の規定に該当する者と認められることを理由として契約を解除したときは、違約金として売買代金の 100 分の 30 に相当する額を本市に支払うものとします。
- (5) 買受人は本市の実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、違約金として売買代金の 100 分の 10 に相当する額を本市に支払うものとします。
- (6) 買受人が公有財産売買契約書で定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
- (7) 買受人は付表 2 の物件調書記載の内容を了承したうえ、売買物件を買い受けるものとします。

1 0 情報公開

本申込みによる物件の売却事務における透明性を確保するため、堺市情報公開条例（平成 14 年条例第 37 号）第 6 条第 1 項に基づく公開請求があった場合、原則として次に掲げる事項について公開するものとします。なお、これ以外の事項については、同条例の規定に基づき、適否を判断し、公開するものとします。

- (1) 申込者の商号又は名称（氏名）
- (2) 契約予定者の商号又は名称（氏名）
- (3) 申込資格を有すると認められなかった者の商号又は名称（氏名）及びその理由

1 1 その他

- (1) 買受人の商号又は名称、氏名は本市のホームページにおいて速やかに公表するものとします。
- (2) 開発及び建築に当たっては、都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）及びその他関係法令等を遵守し、事前に開発関連部局と十分に協議を行ってください。

問合せ先

堺市 財政局 財政部 財産活用課 活用係

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市役所 本館 4 階

電話番号（直通） 072-228-7409

ファックス番号 072-228-7856

メールアドレス zaikatsu@city.sakai.lg.jp

▶堺市ホームページ（<https://www.city.sakai.lg.jp/>）から閲覧する場合は、次の順にクリックしてください。

トップページ上部の「産業・ビジネス」

⇒「入札・契約・公売」

⇒「公売・公募」

⇒「市有地等の売却情報」

市有地等の売却・貸付情報メールマガジン

次回以降に市有地等の売却・貸付を行う際、
メールマガジンの登録者に一般競争入札などのスケジュールを配信します。
登録ページは上記「公売・公募」⇒「市有地等の売却・貸付情報メールマガジン」を
ご確認ください。

